

マンション管理セミナー(令和5年8月26日)

代表者氏名	(参加人数 名)		
郵便番号	〒	—	
住所 (マンション名・部屋番号)	(号室)
電話番号	—	—	

※申込締切 令和5年8月17日(木)必着

マンション管理推進協議会のご案内

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の施行に伴って、地方公共団体、マンションに関連する団体、専門家の団体等が連携し平成14年に設立した協議会です。マンションの良好な管理を推進するため、次の支援事業を行っています。

協議会参加団体

運営団体
(6)

愛知県 愛知県住宅供給公社
名古屋市 名古屋市住宅供給公社
(独)住宅金融支援機構東海支店
(一社)マンション管理業協会中部支部

専門家
協力団体
(4)

愛知県弁護士会
(公社)愛知建築士会
(公社)愛知県建築士事務所協会
(一社)愛知県マンション管理士会

事業参加団体
(37)

豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、みよし市、長久手市、(独)都市再生機構中部支社、(公社)愛知県宅地建物取引業協会、(一社)中部不動産協会、(一社)愛知住宅産業協会、(一社)不動産協会中部支部、(公社)愛知県防犯協会連合会、NPO 法人中部マンション管理組合協議会、NHK 名古屋放送局

1 相談事業

- 住まいの相談コーナー(名古屋市中区栄地下街南通路)マンション管理士無料相談
日 時:毎月(原則として)毎週火曜日・第1日曜日 午後1時~午後4時まで
方 法:電話又は面接(原則予約制) 電 話:052-242-4555
- 専門家(弁護士・建築士)による無料相談
法律上・建築技術上の相談を希望する管理組合役員・組合員等が対象(1時間)
※事前に上記マンション管理士無料相談の実施が必要です。
- マンション管理に関する勉強会へ講師(マンション管理士)を無料派遣
自主管理組合の役員・組合員対象の勉強会に限定 具体的相談は不可(2時間)
- マンション管理士地域別相談会の実施
マンション管理士による相談会を地域別(名古屋市外)に実施します。

マンション管理
推進協議会への
事前申込が
必要です

2 セミナー・講座・交流会開催事業(令和5年度開催予定分)

- マンション再生セミナー(令和5年10月頃 名古屋市内で実施予定)
- マンション管理講座・交流会(令和5年秋頃 名古屋市内で実施予定)

3 広報・啓発事業

- ホームページによる情報提供 啓発パンフレット等の作成・配布

お問い合わせ先

マンション管理推進協議会 ホームページ <http://www.mansion-kyo.jp/>

●愛知県建築局公共建築部住宅計画課
名古屋市中区三の丸 3-1-2
電話:052-954-6569 FAX:052-961-8145

●名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課
名古屋市中区三の丸 3-1-1
電話:052-972-2775 FAX:052-972-4172